

## 名古屋市結婚新生活支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、若い世代の結婚に伴う新生活の経済的な負担を軽減するため、新規に婚姻した世帯及びファミリーシップ宣誓をした者に対し、予算の範囲内で、婚姻等を機とした新生活の住まいに係る費用の一部を助成するものとし、その助成に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (助成対象世帯)

第2条 この要綱に基づき、名古屋市長（以下「市長」という。）が、名古屋市結婚新生活支援事業により行う助成（以下「助成」という。）の対象となる世帯（以下「助成対象世帯」という。）は、次のいずれにも該当する者の双方とする。

(1) 次のいずれかに該当し、申請の日においてその関係が解消されていない者（以下「夫婦等」という。）であること。

ア 申請年度（申請の日の属する年度をいう。以下同じ。）の前年度の1月1日から申請年度の3月31日までの間（以下「助成対象とする婚姻等の期間」という。）に、婚姻届を提出した又は受理された夫婦

イ 助成対象とする婚姻等の期間に、ファミリーシップ宣誓（名古屋市ファミリーシップ制度実施要綱（以下「ファミリーシップ制度要綱」という。）第4条第1項の規定による宣誓をいう。以下同じ。）をした者であって、ファミリーシップ宣誓書受領証等（同要綱第5条第1項に規定するファミリーシップ宣誓書受領証又はファミリーシップ宣誓書受領証明カードをいう。以下同じ。）が交付された者

ウ 助成対象とする婚姻等の期間に、ファミリーシップ宣誓に類する行為（本市域内への転入前に、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定を締結した他の地方公共団体において行われたものに限る。以下同じ。）をした者であって、本市への転入後にファミリーシップ制度要綱第4条の2に規定する申告を行い、ファミリーシップ宣誓書受領証等が交付された者

(2) 夫婦等の双方が、婚姻日等（婚姻届を提出した若しくは受理された日又はファミリーシップ宣誓若しくはファミリーシップ宣誓に類する行為をした日をいう。以下同じ。）において、いずれも39歳以下の者であること。

(3) 申請の日の属する年の前年（1月1日から5月31日までの間において申請するときは、前々年をいう。以下同じ。）における、夫婦等の双方の合計所得金額を合算した額（以下「世帯所得金額」という。）が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体により学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合は、当該貸与型奨学金の前年における年間返済額を控除した世帯所得金額が500万円未満であること。

(4) 申請の日において、夫婦等の双方又は一方の住民票の住所が名古屋市内かつ住宅（申請に係る住宅をいう。以下同じ。）の住所であること。

(5) 夫婦等の双方が、名古屋市内に継続して居住する意思があり、その居住予定期間

が申請の日から起算して1年以上（申請の日において、夫婦等の一方が名古屋市内に居住していない者である場合は、夫婦等の双方が名古屋市内で居住を始める予定の日から起算して1年以上）であること。

(6) 夫婦等の双方が、本事業による助成（他の自治体における、国の地域少子化対策重点推進交付金実施要領に基づく結婚新生活支援事業（結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム）による補助を含む。）を過去に受給し、又は現在受給申請（他の自治体に対して申請しているものに限る。）をしていないこと。

(7) 夫婦等の双方が、暴力団員（名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）ではない者又は暴力団（同条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(8) 夫婦等の双方が、申請年度において第5条に規定する助成金の申請より前に、次のいずれかを実施した者であること。ただし、第1号イ又はウに規定する者についてはこの限りでない。

ア 市長が別に定める支援プログラム講座動画の視聴を完了すること。

イ 医療機関等（医療機関、自治体が運営する無料相談窓口、保健センターその他の妊娠・出産に関する相談機関をいう。）において、妊娠・出産に関する相談を実施すること。

2 継続助成対象者（夫婦等の一方が、申請年度の前年度に、この要綱に基づき市長が助成対象世帯に交付する助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けた者であって、当該助成金の額（以下「前年度助成額」という。）が、第4条第1項に規定する助成上限額に満たない者）である場合における前項第6号の規定の適用については、同号に定める助成には、申請年度の前年度に交付を受けた助成金を含まないものとする。

#### （助成対象経費）

第3条 助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、婚姻等（婚姻、ファミリーシップ宣誓又はファミリーシップ宣誓に類する行為をいう。以下同じ。）に伴う、別表で定める経費とする。ただし、次のいずれにも該当するものに限る。

(1) 申請年度の4月1日から3月31日までの間に、夫婦等（助成対象世帯に属する者に限る。以下この条から第5条までにおいて同じ。）の双方又は一方が支払ったものであること。

(2) 当該経費に係る契約の名義が、夫婦等の双方又は一方であること。

(3) 当該経費に対して、他の補助制度による補助（以下「他制度による補助」という。）を受けていないこと。ただし、他制度による補助を受けた経費と明確に区分できる経費について申請する場合は、この限りではない。

2 婚姻日等より前に住宅を取得し、又は住宅のリフォーム工事を実施した場合は、前項の規定にかかわらず、婚姻等を機として取得し、又はリフォーム工事を実施した住宅に係るものであって、その取得日又はリフォーム日が婚姻日等から起算して1年以内の経費でなければ、住宅取得費又は住宅リフォーム費の対象経費としない。

- 3 住宅賃借費の対象経費に対する住宅手当その他これに類するもの（以下「住宅手当等」という。）が支給されている場合は、夫婦等の双方又は一方に支給された住宅手当等に相当する額を、住宅賃借費の対象経費の額から控除する。
- 4 住宅賃借費の対象経費のうち賃料及び共益費（以下単に「賃料等」という。）については、その月額に賃料等算定基礎月数を乗じた額から、賃料等算定基礎月数に相当する住宅手当等に相当する額を控除した額を上限とする。
- 5 前項に規定する賃料等算定基礎月数は、3 とする。ただし、継続助成対象者が申請する場合は、前年度助成額の算定基礎とした賃料等の月数を、3 から控除した数とする。

#### （助成金の額）

第4条 助成金の額は、対象経費の支出額を合算した額と、次に掲げる助成対象世帯の区分に応じた当該各号に定める額（以下「助成上限額」という。）のいずれか低い方とする。

- (1) 婚姻日等における夫婦等の双方の年齢がいずれも29歳以下の世帯 60万円
  - (2) 前号に定める世帯以外の世帯 30万円
- 2 前項の規定にかかわらず、第6条の規定による助成金の助成の決定（以下「交付決定」という。）の通知を受けた者が、第5条の2各項に規定する助成金の増額の申請（以下「追加交付申請」という。）をする場合における助成金の額は、次に掲げる額の、いずれか低い方から既に交付決定の通知を受けた助成金額（以下「既交付決定額」という。）を控除した額とする。
- (1) 増額後の対象経費の支出額（既交付決定額に係る対象経費の支出額を含む。）を合算した額
  - (2) 助成上限額
- 3 継続助成対象者が申請する場合における前2項及び第5条の2第1項の規定の適用については、当該規定中「助成上限額」とあるのは、「助成上限額から前年度助成額を控除した額」とする。
- 4 前3項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

#### （助成金の申請）

第5条 助成金の申請ができる者は、夫婦等の一方とする。ただし、継続助成対象者が属する世帯においては、継続助成対象者に限る。

- 2 助成金の申請をする者（以下「申請者」という。）は、名古屋市結婚新生活支援事業交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに、これらを市長に提出するものとする。
  - (1) 婚姻届受理証明書若しくは婚姻後の戸籍全部事項証明書又はファミリーシップ宣誓書受領証等の写し
  - (2) 夫婦等双方の課税（所得）証明書（夫婦等双方の前年の世帯所得金額について、市町村長（特別区の区長を含む。）が交付する証明書をいう。）

- (3) 夫婦等双方又は一方の貸与型奨学金の返済額を証する書類の写し（現に貸与型奨学金の返済を行っている者に限る。）
  - (4) 夫婦等双方の住民票の写し（世帯全員及び続柄が記載され、個人番号の記載がないものであって、夫婦等の双方又は一方の住民票の住所が住宅の住所であるものに限る。）
  - (5) 対象経費の支払いを証明する領収書等の写し
  - (6) 住宅の売買契約書、工事請負契約書等の写し（住宅取得費に係る申請を行う場合に限る。）
  - (7) 住宅のリフォームの請負契約書等の写し（住宅リフォーム費に係る申請を行う場合に限る。）
  - (8) 住宅の賃貸借契約書の写し（住宅賃借費に係る申請を行う場合に限る。）
  - (9) 金融機関とのローン契約書等及び返済計画がわかる書類の写し（住宅取得費又は住宅リフォーム費に係る申請を行う場合であって、現に当該取得費用又は工事費用に係るローン契約に基づき元金の返済をしている場合に限る。）
  - (10) 住宅手当支給証明書（第2号様式）又は住宅手当等の金額が明記されている給与明細等の写し（住宅賃借費に係る申請を行う場合であって、勤務先等から住宅手当等が支給されている場合に限る。）
  - (11) 他制度による補助の対象経費でない旨を証する書類の写し（第3条第1項第3号ただし書きの規定による経費に係る申請を行う場合に限る。）
  - (12) 前年度に交付された名古屋市結婚新生活支援事業交付（不交付）決定通知書の写し（継続助成対象者が申請する場合に限る。）
  - (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 申請者は、次に掲げる方式の区分に応じ、当該各号に定める方式により、前項に規定する申請を行うものとする。ただし、第2号に掲げる方式は、第1号に掲げる方式による申請が困難であると市長が認める場合に限り、これを行うことができる。
- (1) オンライン方式 名古屋市電子申請システム運用管理事務取扱第2条第1項第2号に定める名古屋市電子申請サービスにより提出する方法
  - (2) 郵送方式 郵便により提出する方法
- 4 市長は、予算の都合その他の事情により、必要があると認めるときは、第2項に規定する市長が別に定める日前に、申請の受付を締め切ることができる。

#### （助成金の追加交付申請）

- 第5条の2 第2条第6号の規定にかかわらず、交付決定の通知を受けた者は、市長がやむを得ないと認めるときは、当該交付決定に係る申請年度と同年度に限り追加交付申請をすることができる。ただし、追加交付申請をすることができる場合は、既交付決定額が助成上限額に満たない場合に限るものとする。
- 2 追加交付申請をする者（以下「追加申請者」という。）は、申請書に前条第2項各号に掲げる書類（追加の内容を証する書類に限る。）その他市長が必要と認める書類を添えて、市長が別に定める日までに、これらを市長に提出するものとする。
  - 3 前条第3項及び第4項の規定は、追加交付申請について準用する。

(助成金の審査及び助成金額の決定)

第6条 市長は、第5条第2項又は前条第2項の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内で助成の可否及び助成金額を決定し、名古屋市結婚新生活支援事業交付（不交付）決定通知書（第3号様式。以下「交付（不交付）決定通知書」という。）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 交付決定の通知を受けた者は、当該通知を受けた日から1月以内に名古屋市結婚新生活支援事業請求書（第4号様式）に、本助成金の振込先となる口座番号を証する書類を添えて、市長に助成金の支払を請求するものとする。

2 交付決定を受けた者は第5条第3項の規定によって決定した方式により、前項に規定する請求を行うものとする。

3 市長は、交付決定の通知を受けた者から、第1項に規定する期間に請求が行われなかったときは、当該申請者が助成金の交付を受けることを辞退したものとみなすことができる。

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条第1項の規定により、助成金の交付の請求があったときは、申請者（追加申請者を含む。以下同じ。）に対して、遅滞なくこれを交付するものとする。

(調査等)

第9条 市長は、助成金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認める場合は調査を行い、又は申請者に報告若しくは書類の提出を求めることができるものとする。

(交付決定の取り消し)

第10条 市長は、交付決定を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 虚偽その他不正な手段により交付決定を受けたとき。

(2) その他この要綱に違反する行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、名古屋市結婚新生活支援事業交付決定取消通知書（第5号様式）により、その旨を交付決定を受けた者に通知する。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、交付を受けた者に対し、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第3条第4項に規定する上限額は、婚姻日等が令和7年1月1日から令和7年3月31日の間にある場合は、当該期間に支払った住宅取得費、住宅リフォーム費、住宅賃借費（賃料及び共益費を除く。）及び引越費用の支出額を、同項に規定する額に加算した額とする。

附 則

この要綱は、令和7年8月4日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年2月16日から施行し、令和7年8月4日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市結婚新生活支援事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この要綱による改正後の名古屋市結婚新生活支援事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際、旧要綱の規定に基づいて交付されている交付（不交付）決定通知書その他の書類は、新要綱の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定に関わらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の名古屋市結婚新生活支援事業実施要綱の規定は、令和8年度予算に係る助成から適用し、令和7年度予算に係る助成については、なお従前の例による。

別表

区分	対象とする経費	左のうち対象外とする経費
住宅取得費	婚姻を機に、本市域内で新たに自己の居住の用に供する住宅（2以上の住宅がある場合は、主として居住の用に供すると認められる住宅をいう。以下同じ。）を取得する際に要した建物の購入費	
住宅リフォーム費	婚姻を機に、本市域内で自己の居住の用に供する住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事に要した費用	(1) 倉庫及び車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用 (2) 家電の購入及び設置に係る費用 (3) 法令、賃貸借契約等により、貸主が負担すべき工事に要した費用
住宅賃借費	婚姻を機に、本市域内で自己の居住の用に供する住宅を賃借する際に要した費用のうち、住宅の賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料	
引越費用	婚姻を機に、本市域内の自己の居住の用に供する住宅に引越をするために要した費用のうち、引越業者又は運送業者への支払に関する実費	

(第1号様式)

## 名古屋市結婚新生活支援事業交付申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

(申請者)  
住所

氏名  
電話番号  
メールアドレス

名古屋市結婚新生活支援事業による助成金の交付を受けたいので、名古屋市結婚新生活支援事業実施要綱第5条第2項(追加交付申請を行う場合は、第5条の2第2項)に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

### 1 申請内容

(1) 申請者氏名	フリガナ		
(2) 配偶者・ パートナー氏名	フリガナ		
(3) 住所	配偶者・ パートナー	〒	
(4) 婚姻等年月日			
(5) 生年月日 婚姻時等の年齢	申請者	歳	
	配偶者・ パートナー	歳	
(6) 世帯所得金額	申請者	合計所得金額A	円
		奨学金返済額B	円
	配偶者・ パートナー	合計所得金額C	円
		奨学金返済額D	円
世帯所得金額 (A - B + C - D)		円	

(7) 対象経費内訳	住宅取得費	支払金額【A】 支払金額のうち助成対象としない額【B】 対象経費の額【C】 住宅取得年月日 支払日	円 円 円 ~	
	住宅リフォーム費用	支払金額【D】 支払金額のうち助成対象としない額【E】 対象経費の額【F】 実施年月日 支払日	円 円 円 ~	
	住宅賃借費	契約締結年月日		
		1月目	賃料(家賃) 共益費 住宅手当(家賃補助) ① 賃料+共益費-住宅手当 支払日1	円 円 円 円 ~
		2月目	賃料(家賃) 共益費 住宅手当(家賃補助) ② 賃料+共益費-住宅手当 支払日2	円 円 円 円 ~
		3月目	賃料(家賃) 共益費 住宅手当(家賃補助) ③ 賃料+共益費-住宅手当 支払日3	円 円 円 円 ~
		賃料等合計(①+②+③)		円
		敷金		円
		礼金		円
		仲介手数料		円
		支払日		~
		支払金額【G】		円
	※太枠内の合計			
	支払金額のうち助成対象としない額【H】		円	
対象経費の額【I】 (【G】-【H】)		円		
引越費用	支払金額【J】 支払金額のうち助成対象としない額【K】 対象経費の額【L】 引越年月日 支払日	円 円 円 ~		
対象経費合計額【O】 ※【C】+【F】+【I】+【L】		円		

(8) 助成上限額	円
(9) 申請額 ※【〇】千円未満切捨と助成上限額の低い方	円

## 2 確認・同意項目

チェック欄 (申請者及び配偶者・パートナー)	確認・同意項目
	名古屋市に継続して1年以上居住する予定です。
	過去に本事業(他の自治体における同様の事業を含む。)による助成を受けていません。
	現在、他の自治体に対し、同様の助成についての申請を行っていません。必要に応じ、助成の申請状況について、関係自治体に確認することに同意します。
	暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものではありません。また、本市が必要と認めるときは、申請者及び配偶者・パートナーが暴力団関係者でないことを愛知県警察に照会することに同意します。
	生活保護の受給状況について、生活保護担当課へ確認することに同意します。また、本助成金の交付に係る情報を生活保護担当課へ提供することに同意します。
	住民記録台帳、所得状況、課税状況その他の本事業の助成に関する事項について、本市が必要と認めるときは、本助成金の助成にあたり必要な範囲で、関係機関へ調査、閲覧、取得、照会することに同意します。
	本事業と併用できない他の補助金等について交付を受けていません。
	申請内容に虚偽または不正があった場合、速やかに助成金を返還します。
	申請年度において、以下のいずれかを実施しました。 (1) 市長が定める支援プログラム講座動画の視聴の完了 (2) 医療機関における妊娠・出産に関する相談の実施

備考:用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(第2号様式)

## 住宅手当支給証明書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

給与の支払者 所在地  
名称  
氏名  
電話番号

名古屋市結婚新生活支援事業による助成金の申請にあたり、当社に従事している下記の者についての住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

### 1 対象者

住所	
氏名	

### 2 住宅手当支給状況

住宅手当	月額 円 ( 年 月現在)
備考	

※住宅手当とは、住宅の賃料と共益費に関して事業主が従業員に対して支給又は負担するすべての手当等です。対象者が住宅賃借費にかかる申請をする期間の住宅手当月額を記入してください。当該期間内に金額の変動等がある場合は、詳細を備考欄に記載してください。

(連絡先)

部署名  
役職  
氏名  
電話番号

備考:用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(第3号様式)

## 名古屋市結婚新生活支援事業交付(不交付)決定通知書

年 月 日

様

名古屋市長

年 月 日付で申請のあった名古屋市結婚新生活事業による助成金については、審査の結果、下記の通り（ 交付 ・ 不交付 ）決定しましたので、名古屋市結婚新生活支援事業実施要綱第6条の規定により通知します。

### 記

1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 交付条件

名古屋市結婚新生活支援事業実施要綱を遵守してください。なお、同要綱に違反する事実が明らかになった場合、助成金の交付決定を取り消し、既に交付している助成金を返還していただくことがあります。

3 交付決定通知番号 \_\_\_\_\_

(4 不交付の理由： \_\_\_\_\_ )

備考:用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(第4号様式)

## 名古屋市結婚新生活支援事業請求書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

(申請者)  
住所

氏名  
電話番号  
メールアドレス

名古屋市結婚新生活支援事業による助成金について、名古屋市結婚新生活支援事業実施要綱第7条の規定により、次の通り請求します。

### 記

1 交付決定通知番号 \_\_\_\_\_

2 請求金額

請求金額	金	円
------	---	---

3 振込先 (申請者本人のものに限る。)

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
口座名義人	

(添付書類)

- (1) 振込口座通帳等の写し (金融機関口座番号・支店名・名義人が確認できるもの)
- (2) ゆうちょ銀行の場合は、通帳見開き下部の店名及び口座番号を記載する。

備考:用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(第5号様式)

名古屋市結婚新生活事業交付決定取消通知書

年 月 日

様

名古屋市長

年 月 日付で通知した名古屋市結婚新生活支援事業による助成金について、下記の通り交付決定を取り消したので、名古屋市結婚新生活支援事業実施要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定通知番号 \_\_\_\_\_
- 2 取消額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 取消理由

備考:用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。